

赤井遺跡・矢本横穴墓群に係る国史跡指定までの経緯報告

生涯学習課文化財係

(平成20年10月～平成23年)

- ・平成20年10月16日、文化庁主任調査官による現地調査があり、赤井遺跡と矢本横穴墓群を国史跡にするよう指導を受ける。
- ・平成21年1月6日、両遺跡の重要性が明らかになってきており、文化庁より今後5年をめどに国史跡を目指すよう指導を受ける。
- ・平成21年2月16日の行政経営会議にて「赤井遺跡・矢本横穴墓群の国史跡指定と保存活用について」が審議される。「地権者等の合意形成が可能である場合は、国史跡指定に向けた調整を進めるもの」と、協議結果を得た。
- ・平成21年12月、文化庁主任調査官による現地調査。
- ・平成23年3月11日、東日本大震災発生。

(東日本大震災後～平成30年)

- ・平成27年7月21日の行政経営会議にて「赤井遺跡・矢本横穴墓群の国史跡指定と保存活用について」が再度、審議される。当初は平成26年度に国史跡指定を想定していたが、東日本大震災を経て計画、および遺跡を取り巻く環境が大きく変化し、指定までのスケジュールを再度協議する必要があるためであるが、「会議での指摘事項等を踏まえ、再整理するもの」と、協議結果を得た。この時点で同意が必要な地権者は赤井遺跡が30名(56筆)＋市・県(市・県有地)。矢本横穴墓群が63名(126筆)。
- ・平成27年7月28日、文化庁主任調査官による現地視察。
- ・平成29年3月、赤井遺跡の国史跡指定に向けた地元代表者との打合せを実施。同22、23日の両日、赤井上区生活センターにおいて住民説明会を実施。
- ・平成29年3月22日の行政経営会議にて、文化財班班長(当時)より「平成30年度中に申請できるよう対応したい」旨を報告。
- ・平成29年10月、文化庁へ国史跡指定の進捗状況の報告を行う。地権者の同意が遅れ、かつ赤井遺跡の総括報告書が平成30年度に刊行されることから、平成30年7月の史跡指定の予定を遅らせ、平成31年7月の指定を目指すことを報告。

- ・平成30年3月12日の復興政策調整会議にて、現状を踏まえて平成32年度に史跡指定を目指す計画とすることを報告。この時点で同意が必要な地権者は赤井遺跡が28名(59筆)＋市・県(市・県有地)。矢本横穴墓群が32名(76筆)。同年4月9日の行政経営会議にて、赤井遺跡、矢本横穴墓群の国史跡指定と保存活用について、「地元の理解を図りながら、事業を継続していくこと」と、協議結果を得た。

(平成30年8月 ～ 現在)

- ・平成30年8～9月に、地権者に対する国史跡指定にかかる意向調査を実施。対象は赤井遺跡が37名(96筆)。矢本横穴墓群が45名(58筆)で、赤井遺跡が賛成29名(79筆=72.3%)、矢本横穴墓群が賛成40名(53筆=91.4%)という結果であった。同年11月に文化庁へ報告。
- ・令和元年8月から地権者、および抵当権者に対する同意書取得を行った。また、同年9月20日には、文化庁主任調査官による現地指導、および指導が行われた。この際、同意取得状況について途中報告を行い、「現状で同意してもらっている範囲で、まずは史跡指定を目指すこと」と指導を受けた。結果、赤井遺跡がのべ(※)40名中18名。矢本横穴墓群が同じく54名(共同所有地の地権者含む)中28名から史跡指定への同意を得た。最終的には両遺跡あわせて119筆(88,146.82㎡)について、史跡指定への同意を得られた。※：複数の土地を所有している地権者がいるため
- ・令和2年1月9日に教育長が文部科学大臣へ意見具申を行う(東松生涯第637号)。文化庁の文化審議会が新型コロナウイルス感染拡大のため延期となっていたため、答申が遅れていたが令和2年11月20日に、文部科学大臣に対して両遺跡を「赤井官衙遺跡群 赤井官衙遺跡 矢本横穴」として史跡に指定するように答申が出された。

【参考資料】

- 1 赤井遺跡3地区面積
- 2 パンフレット「国史跡 赤井官衙遺跡群」